

上関町地域公共交通計画策定支援業務に係る公募型プロポーザルに関する質問に対する回答（令和5年5月8日）

No.	ページ	質問	回答
1	実施要領 P.4	<p>(4) 提出方法 持参や郵送もしくは電子メール（いずれの場合も、提出期間内必着とする。）と記載があります。電子メールで提出した場合、提出後、押印した様式1の原本の提出は必要でしょうか？</p>	<p>参加申込書において電子メールで提出した場合は必要ありません。</p>
2	様式3	<p>業務実績調書について参加申込書に添付する業務実績調書（様式3）について契約書の写しやTECRISの完了登録業務カルテ（受領書及び業務内容の分かる部分）等業務実績がわかる書類が必要でしょうか？</p>	<p>必要ですが、過去5年間の実績件数が多く記載内容を確認ができる添付資料が大量になる場合、上関町の人口規模になるべく近い市町の類似した業務実績【実施要領5（10）の要件参照】の順に5件分の資料を添付してください。 他にも実績がある場合は、各行に記入し、資料の添付は省略してかまいません。</p>

3	様式8	評価基準として、「申請法人の地域公共交通計画策定等に係る業務支援の実績は豊富か」とありますが、何件以上であればよろしいでしょうか？	特に目安はありませんが、質問2の回答同様に提出していただいても構いません。
---	-----	---	---------------------------------------

(令和5年5月18日)

4	仕様書(3)	目指すまちづくりの方向性の整理において「ヒアリングは事務局で行い」とありますが、受注者も含めた事務局を示すものでしょうか	あらかじめ協議作成したヒアリングシートをもとに事務局でヒアリングを行います。その際に受注者は含まれません。
5	仕様書(9)	交通会議の開催について概ねの会議開催時期が決まっていたらご教授ください。	別途 令和5年度 上関町地域公共交通会議事業計画を参照ください。